

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和２年度「冬期走行注意喚起」新聞広告
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 新宅 幸夫 徳島県徳島市上吉野町3-35
契 約 締 結 日	令和　２年１２月１８日
契約の相手方の氏名及び住所	一般社団法人徳島新聞社 徳島市中徳島町２－５－２
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 2, 5 5 7, 5 0 0 －
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 2, 5 5 7, 5 0 0 －
随意契約によることとした理由	本業務は管内直轄国道において冬期の走行注意喚起を行うものである。 冬期の国道においては積雪や温度低下による路面凍結が発生するおそれがあり、特に山間部や橋梁部では注意が必要である。 そのため、冬用タイヤへの交換やチェーン携行などを呼びかけ、安全に交通できるよう呼びかけることで重大な事故や渋滞の発生を未然に防ぐ必要がある。 （一社）徳島新聞社発行の「徳島新聞」は徳島県内で発行されている各新聞社の新聞紙の県内発行部数と広告料金を比較検討した結果、新聞１部あたりの広告価格が時価と比較して著しく有利な価格であり、県内発行部数占有率も８７％と高く十分な広報効果が期待できるため、本役務の目的を達成するのに最も有利となる。 以上のことから、徳島新聞の発行者である一般社団法人徳島新聞社との契約を最も適正と判断し、会計法第２９条の３第４項及び予算令第１０２条の４第４号ロに基づき随意契約を行うものである。
備　　考	